

議案第7号

大阪市事務分掌条例の一部を改正する条例案

大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「危機管理監」を「危機管理監
経済戦略局」に、「計画調整局」を「都市計画局」に、

「こども青少年局
ゆとりとみどり振興局」を「こども青少年局」に改める。
経済局」

第2条政策企画室の項第2号中「並びに国際交流及び都市プロモーション」を削り、
同項第3号中「、情報公開」を削り、同条中危機管理監の項の次に次のように加える。

経済戦略局

- (1) 観光並びに企業誘致及び国際交流に関する事項
- (2) 産業及び企業支援並びに市場に関する事項
- (3) 市民文化及びスポーツに関する事項
- (4) その他経済戦略に関する事項

第2条計画調整局の項中「計画調整局」を「都市計画局」に改め、同条中ゆとりと
みどり振興局の項及び経済局の項を削り、同条建設局の項に次の1号を加える。

- (2) 公園及び緑地に関する事項

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年 2 月 15 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

府・市一体となつてにぎわいを創出し、世界中から人・モノ・投資等呼び込むため、政策企画室の国際交流部門及び都市プロモーション部門、ゆとりとみどり振興局の観光部門、市民文化部門及びスポーツ部門並びに経済局を経済戦略局に改組し、都市基盤施設の整備を総合的に推進するため、ゆとりとみどり振興局の緑化推進部門を建設局に移管するとともに、秘書機能、官房企画機能をより強化し市長の判断を確実かつ迅速に補佐する体制等を確立するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市事務分掌条例（抄）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる組織及び職（以下「組織等」という。）を置く。

省 略

危機管理監

経済戦略局

省 略

計画調整局
都市計画局

省 略

ゆとりとみどり振興局

経 済 局

省 略

第2条 前条に掲げる組織等の分掌する事務は、次のとおりとする。

政策企画室

(1) 省 略

(2) 秘書並びに国際交流及び都市プロモーションに関する事項

(3) 広報、報道、情報公開及び広聴に関する事項

危機管理監

(1) 省 略

経済戦略局

(1) **観光並びに企業誘致及び国際交流**に関する事項

(2) **産業及び企業支援並びに市場**に関する事項

(3) **市民文化及びスポーツ**に関する事項

(4) **その他経済戦略**に関する事項

省 略

計画調整局
都市計画局

(1)-(3) 省 略

省 略

ゆとりとみどり振興局

- (1) 市民文化及び観光に関する事項
- (2) スポーツに関する事項
- (3) 公園及び緑地に関する事項

経 済 局

- (1) 産業及び貿易に関する事項
- (2) 市場に関する事項

省 略

建 設 局

- (1) 省 略
- (2) 公園及び緑地に関する事項

省 略